

急増する少額輸入貨物の課題と対応の検討

令和7年9月10日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
急増する少額輸入貨物への対応に
関するワーキンググループ
財務省関税局

目次

1. BtoCによる輸入増大の影響と社会的要請

i. 輸入件数の増大

- EC（電子商取引：E-Commerce）の拡大
- 少額輸入貨物の増加とBtoC（Business to Consumer）による輸入
- 中国・韓国を原産地とする少額輸入貨物の増加とその背景

ii. 輸入通関の現状

- 社会の安全・安心を脅かす物品等の流入リスク①
- 社会の安全・安心を脅かす物品等の流入リスク②
- 輸入通関における保税業者・通関業者の役割
- 輸入貨物の急増に伴う一部の保税業者による不適正事案の発生
- 輸入貨物の急増に伴う一部の通関業者による不正事案の発生
- AEO（Authorized Economic Operator）制度と輸入申告
- BtoCによる輸入の増大と社会的要請

iii. 参考資料

2. 水際取締り上の課題とその論点

i. 導入

- BtoCによる輸入の増大に伴う社会的要請への対応の在り方

ii. 輸入通関における保税業者・通関業者の役割

- 保税業者・通関業者の業務運営の現状
- 保税業者・通関業者の適正な業務運営の論点

iii. 簡易・迅速な通関手続

- 簡易・迅速な通関手続の利用の現状
- BtoCによる貨物における簡易・迅速な通関手続の適正な利用の論点

iv. BtoCによる貨物における情報

- BtoCによる貨物における情報の現状
- BtoCによる貨物における情報の入手・活用の論点

v. 結論

- BtoCによる貨物の水際取締りにおける社会的要請

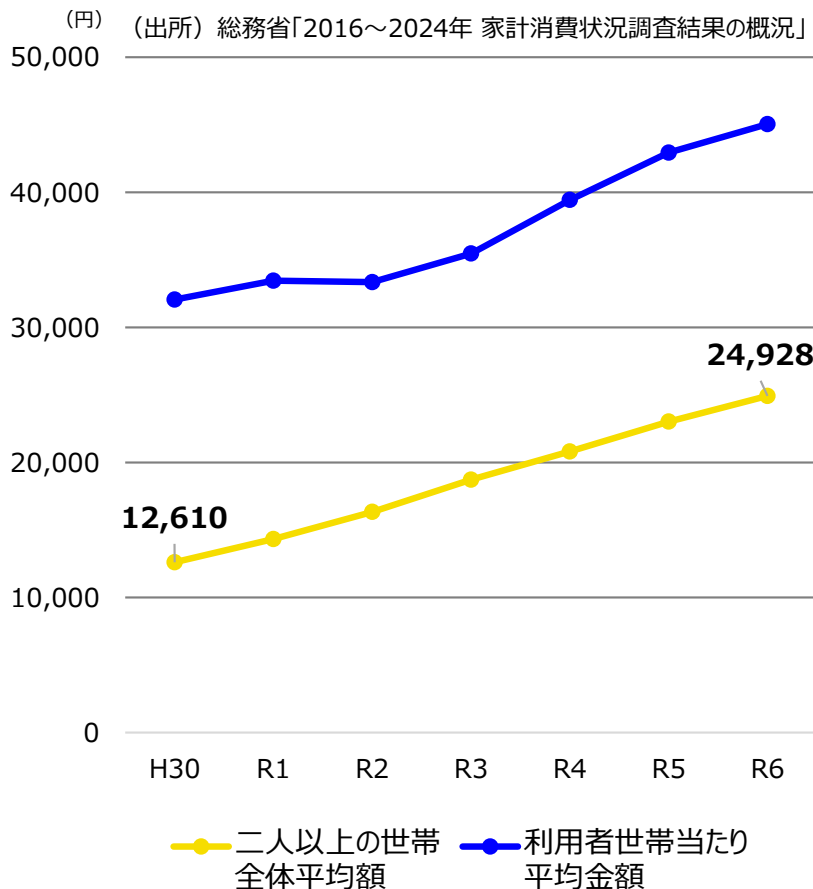
-
- 1. BtoCによる輸入増大の影響と社会的要請**
 2. 水際取締り上の課題とその論点

EC（電子商取引：E-Commerce）の拡大

- 越境EC（電子商取引：E-Commerce）も含めた国内におけるネットショッピングの利用は年々増加。令和6年のネットショッピングの1か月平均支出額は、**コロナ禍前（平成30年）の約2倍を記録**。また、**利用世帯の割合も過去10年で倍増**しており、**ECが生活に不可欠なもの**となっている。
- ネットショッピング支出割合を見ると、越境ECの利用が一定程度見込まれる「衣類・履物」や、アクセサリ・雑貨等を含む「その他」の支出金額が近年増加。
- 越境ECは、今後も世界の市場規模の拡大が見込まれており、**経済成長の観点からも重要な役割**を担っている。

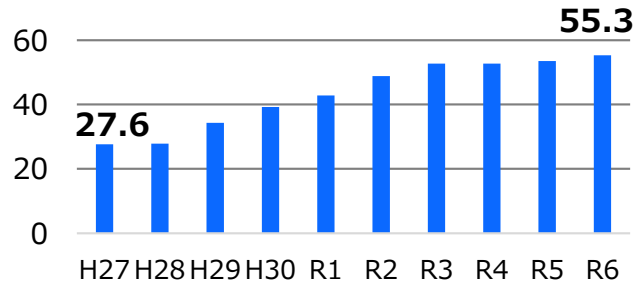
国内におけるネットショッピング支出額

（二人以上の世帯、1か月平均）



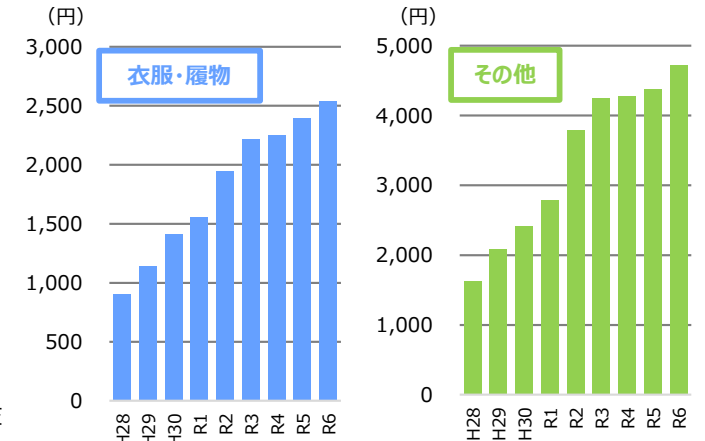
ネットショッピング利用世帯の割合

（二人以上の世帯）（出所）同左



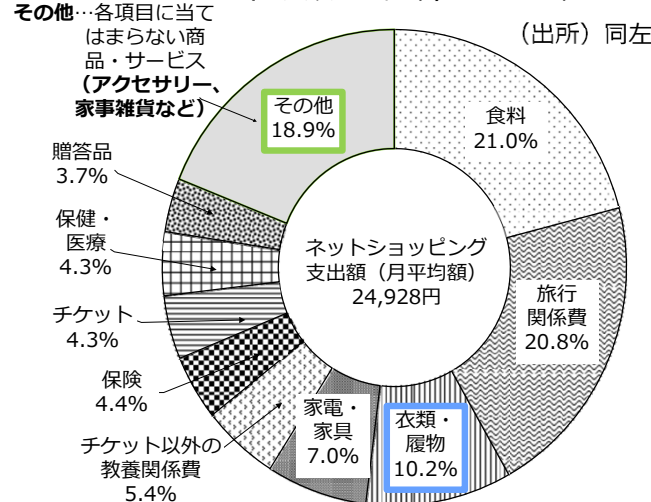
ネットショッピング支出額の推移

（二人以上の世帯、月平均額）（出所）同左

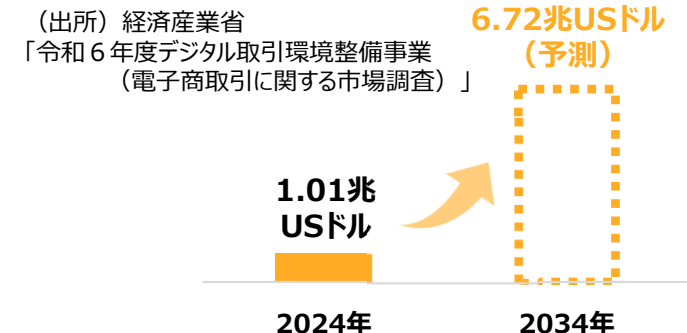


ネットショッピング支出割合

（二人以上の世帯）－2024年



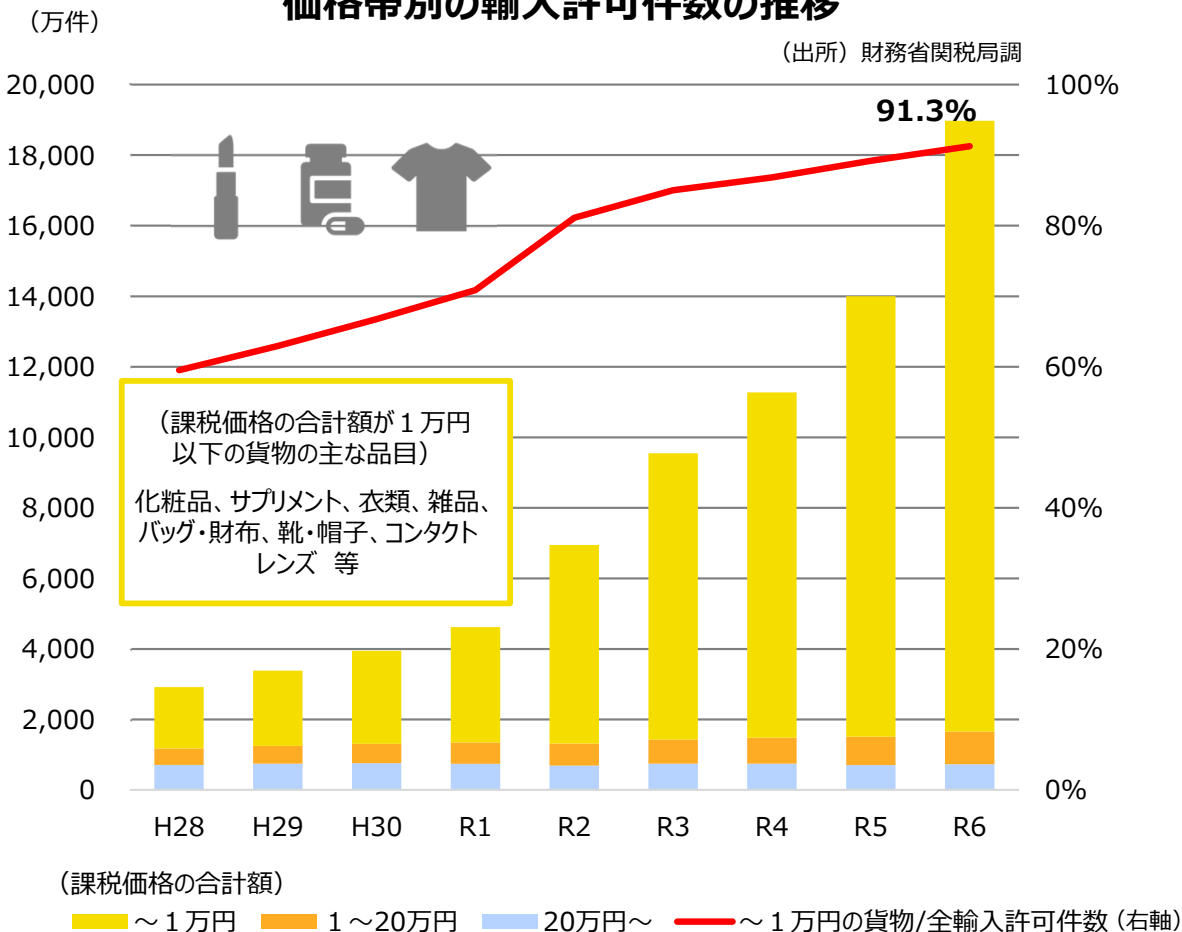
世界の越境EC市場規模の拡大予測



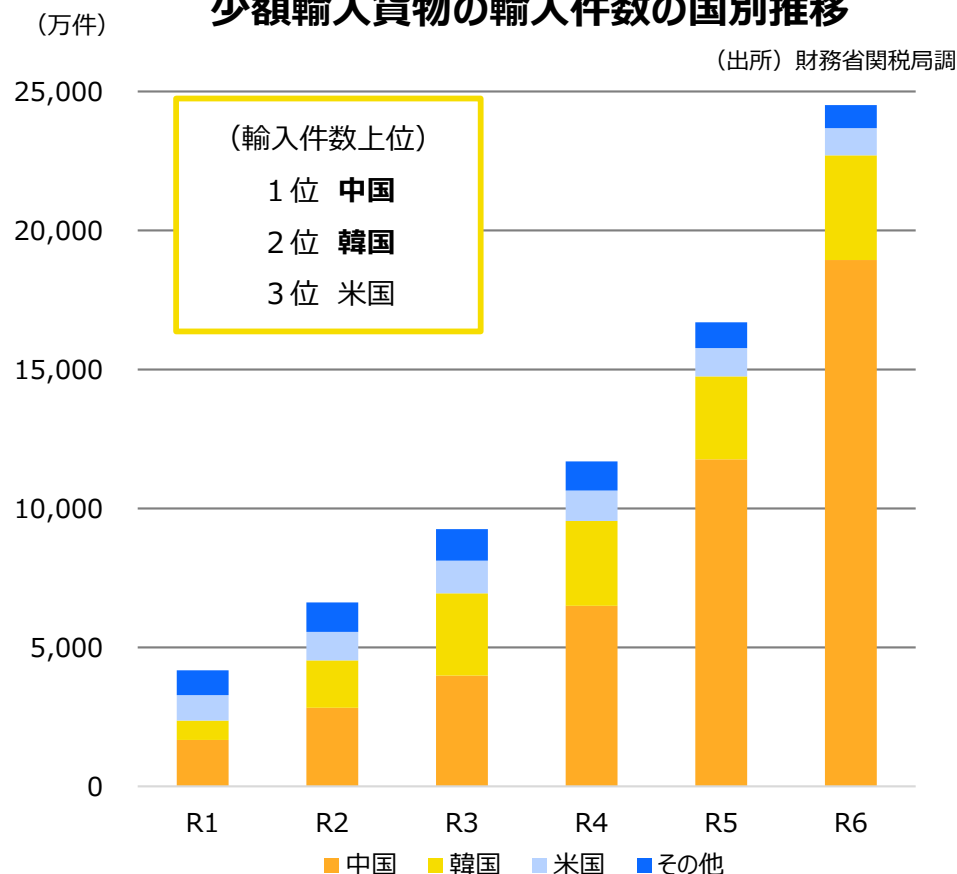
少額輸入貨物の増加とBtoC（Business to Consumer）による輸入

- 少額輸入貨物（課税価格の合計額が20万円以下）の輸入件数が顕著な増加傾向。このうち、課税価格の合計額が1万円以下の貨物は、令和6年において全輸入許可件数の約9割を占める。
- この主な品目である化粧品や衣類等は、個人消費者が越境ECサイトで購入することが見込まれることから、**BtoC（個人消費者向け取引：Business to Consumer）による輸入の増大が少額輸入貨物の増加につながっている**と考えられる。
- また、少額輸入貨物の輸入においては、**中国**、次いで**韓国**を原産地とする貨物が増加している。

価格帯別の輸入許可件数の推移



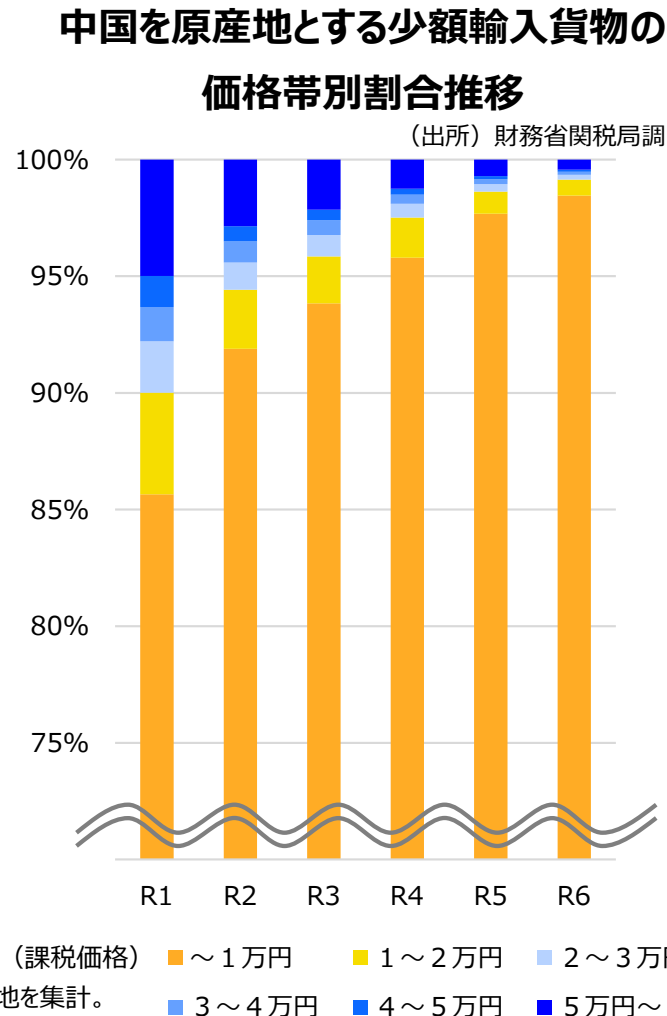
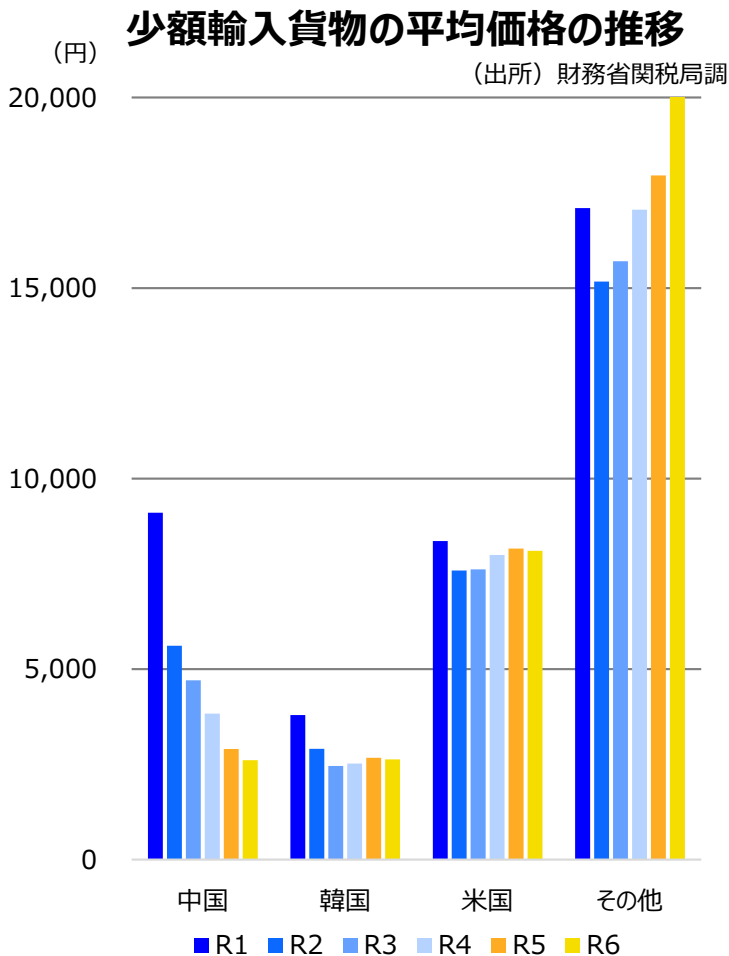
少額輸入貨物の輸入件数の国別推移



※一輸入申告に複数の品目が含まれている場合は、その品目ごとに原産地を集計。そのため、左グラフの輸入許可件数と合計が一致しないことに留意。

中国・韓国を原産地とする少額輸入貨物の増加とその背景

- 少額輸入貨物の輸入申告の平均価格を見ると、**中国を原産地とする貨物の低価格化**が著しい。また、中国を原産地とする貨物のうち、課税価格が1万円以下の貨物の割合は、過去5年で86%から98%に上昇。
- **韓国を原産地とする貨物**についても、中国を原産地とする貨物と同程度の**低い平均価格**となっている。
- これらの傾向を踏まえると、主に中国・韓国に関連した企業に代表される**個人消費者向けECサイトを運営する事業者の急成長が、少額輸入貨物の増加に結びついている**と考えられる。



主な個人消費者向けECサイト

TEMU

運営企業：PDD Holdings (中国)
・2022年創設、2023年日本でのサービス開始。
・中国国外向け。日用品・衣類・家電等取り扱い。
・2024年 **無料アプリダウンロード数日本第2位**。
(App Store調)

SHEIN

運営企業：SHEIN (中国)
・2008年創設、2020年日本語版サイト開設。
・160以上の国と地域に展開。衣類等を取り扱い。
・2023年**無料アプリダウンロード数日本第9位**。
(App Store調)

Qoo10.jp

運営企業：eBay Japan (日本) ※2018年~
・2010年日本でのサービス開始。
・**韓国製の化粧品・衣類・美容家電等を多数**取り扱い。
・会員数 **2,500万人**。(2025年3月時点)

ALI Express

運営企業：Alibaba Group (中国)
・2010年創設、同年日本でのサービス開始。
・日用品・衣類・家電等を取り扱い。

※一輸入申告に複数の品目が含まれている場合は、その品目ごとに原産地を集計。

社会の安全・安心を脅かす物品等の流入リスク①

- 輸入貨物が急増する中、令和6年の不正薬物押収量は初めて2年連続2トンを超え、知的財産侵害物品の差止件数は過去最多を更新。
- 不正薬物には、覚醒剤や麻薬等、知的財産侵害物品には、健康や安全を脅かす危険性のある物品や偽ブランド品といった商標権侵害物品等がある。

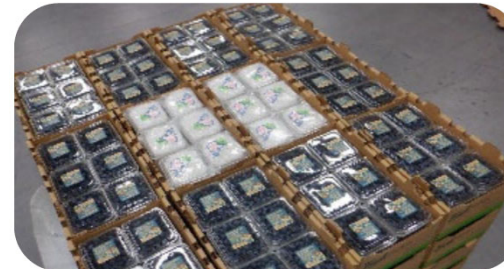
不正薬物の押収量の推移

(出所) 財務省



関税法違反の摘発事例①

(出所) 財務省



【覚醒剤】

摘発年月：令和6年10月

仕出国：メキシコ

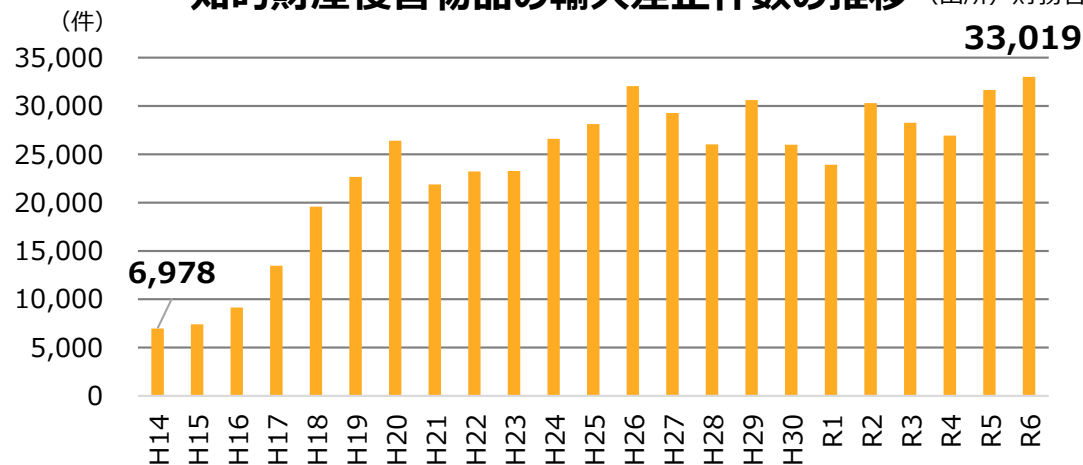
犯則物件：覚醒剤約59kg

(ブルーベリーのプラスチック容器に隠匿)



知的財産侵害物品の輸入差止件数の推移

(出所) 財務省



【商標権侵害】

摘発年月：令和6年10月

仕出国：中国

侵害物品：衣類34点

(野球選手のユニフォーム)



社会の安全・安心を脅かす物品等の流入リスク②

- 社会の安全・安心を脅かす物品等は、少額輸入貨物で多く用いられる航空貨物・国際郵便物からも摘発。
- 税関では、**輸入申告情報等を用いて審査・検査対象を選定（リスク判定）**しており、その**リスク判定の結果に応じ、リスクの高い貨物には重点的な審査・検査、リスクの低い貨物には迅速に輸入許可**を行い、強弱をつけた水際取締りを行っている。
- 水際取締りの更なる強化策として、輸送単位（MAWB：マスターエアウェイビル）に着目し、リスクが高いと思われた1 MAWBについて全ての貨物に対する検査を実施したところ、大量の知的財産侵害物品等を発見。この中には、従来のリスク判定では審査・検査対象とならないものもあり、**税関のリスク判定が十分に機能していない可能性**。

関税法違反の摘発事例② （出所）財務省



【商標権侵害】

摘発年月：令和4年6月

密輸形態：国際郵便物

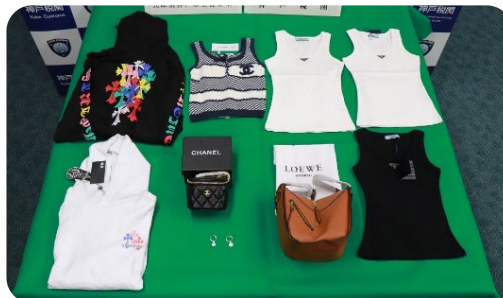
侵害物品：錠剤

【大麻】

摘発年月：令和5年12月

密輸形態：航空貨物

犯則物件：大麻



【商標権侵害】

摘発年月：令和5年7月

密輸形態：航空貨物

侵害物品：衣類



1 MAWBの貨物に対する全量検査

航空輸送では、複数荷主の貨物を1件の大口貨物とし、航空会社が運送を担うことが多く、この輸送単位を1MAWB（マスターエアウェイビル）という。1MAWBあたりの輸入申告件数は1,000件前後。

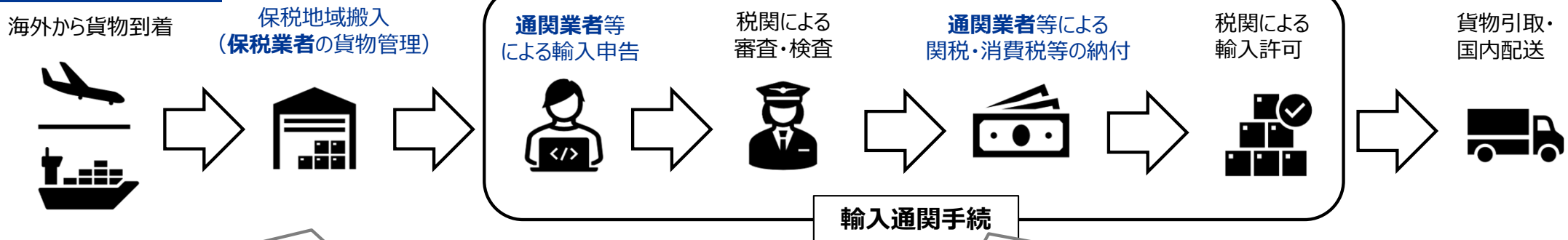
リスクが高いと思われる輸入貨物について、1 MAWB全ての貨物に対して検査を実施。**大量の知的財産侵害疑義物品や関税関係法令以外の許可・承認等を要する物品等**が見られた。



輸入通関における保税業者・通関業者の役割

- 保税制度とは、外国貨物（税関による輸入許可前の貨物等）を税関の監督下である保税地域に置くことにより、社会悪物品の国内への流入の防止や関税等の適正な徴収の確保等を目的とするもの。外国貨物の蔵置等を行うことにつき許可等を受けた**保税業者は、適正な貨物管理を行う責務を負っている。**
- 税関に対して行う輸入申告や関税の納付等の通関手続について、輸入者の代理・代行を業として行うことを通関業という。この業務の適正な運営を図ることで、通関手続の適正かつ迅速な実施の確保を目指している。**通関業者は、輸入者を代理・代行して適正な通関手続を行う責務を負っている。**
- 輸入貨物が急増する中、輸入通関において**保税業者・通関業者の役割に期待されていることは、社会に対して一層重要性を増している。**

輸入通関の流れ



保税業者の役割

貨物の搬出入や各種手続についての帳簿の備付（記帳義務）、貨物管理についての社内管理規定の整備等により、倉主が自己の責任で貨物を適正に管理。（自主管理方式）

通関業者の役割

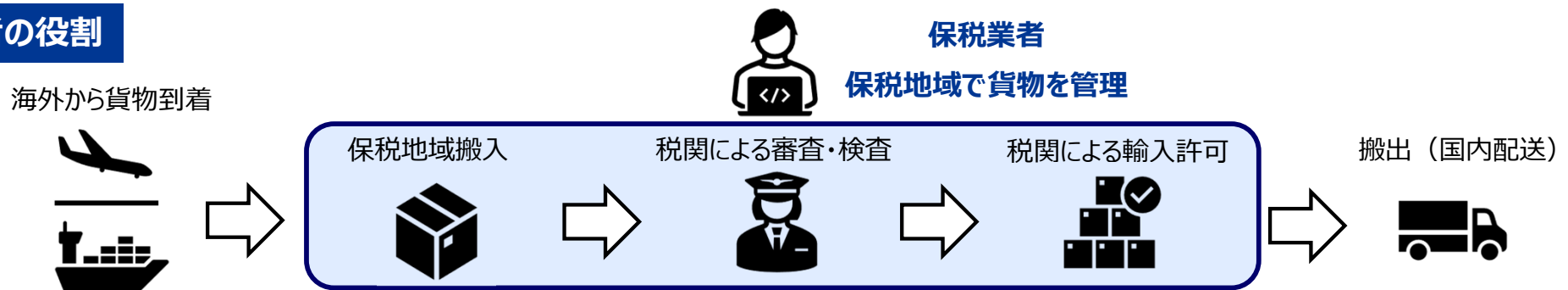
輸入貨物について、輸入者に代理・代行して、品目分類、関税関係法令以外の許可・承認等の要否の確認、関税等の計算等を行い、輸入申告書を作成、税関に提出。

社会悪物品の国内への流入防止や関税等の適正な徴収や通関手続の適正かつ迅速な実施といった要請に応える

輸入貨物の急増に伴う一部の保税業者による不正事案の発生

- 輸入貨物の急増に伴い、特に**BtoCによる貨物を取り扱う一部の保税業者**において、適正でない貨物管理が疑われる事案や、従業員の関与が疑われる不正事案が発生している。
- 税関が全ての貨物を確認できない中で、**貨物管理を担う保税業者の不正事案の発生は、我が国の安全・安心を脅かしかねない喫緊の課題。**

保税業者の役割



保税業者による不正事案の例

■ 配送までの所要時間短縮を優先した適正でない貨物管理

- ✓ 外国貨物を保税地域から搬出するためには、税関による輸入の許可等を受ける必要。早く消費者へ配送したい荷主（顧客）からの要請を優先するがために、保税地域から貨物を搬出する際の確認が疎かとなり、許可等を受ける前の貨物を搬出してしまう懸念。
- ✓ 実際に、搬出時の確認を適正に行わず、輸入の許可を受けていない貨物を保税地域から搬出していることが疑われる事案が発生。

■ 貨物管理ルールの不徹底により生じた事案

- ✓ 保税業者はルールに則った貨物管理が求められている。大量の貨物を集中的に処理する中で、従業員によりルールが徹底されていないケースが散見されている。
- ✓ 例えば、蔵置中の貨物が輸入許可済みか否かをハンドスキャナーで読み取って確認できるシステムが整備されているにもかかわらず、**従業員による確認が不十分**であったことにより、輸入することなく滅却する予定であった**知的財産権侵害疑義物品**を輸入許可済み貨物と誤認して搬出してしまった事案が発生。

■ 従業員の不正な関与が疑われる事案

- ✓ 保税業者による自主的な管理を前提とした制度への信頼を揺るがす事態も起こっている。
- ✓ 具体的には、通販貨物に申告外物品を紛れ込ませ、**従業員が保税地域において申告外物品を抜き取ろうとしたのではないかと疑われる事案**が発生。

輸入貨物の急増に伴う一部の通関業者による不正事案の発生

- 輸入貨物の急増に伴い、**一部の通関業者**による、簡易・迅速な通関手続を利用した輸入申告において**不正事案**が発生。
 - マニフェスト申告が、関税等が課される物品や、輸入に際して関税関係法令以外の法令（他法令）の許可・承認等を要する物品といった、**利用条件に合致しない貨物の輸入申告において利用**された事案
 - 予備審査制を利用した輸入申告において、知的財産侵害物品等が税関に発見されるのを免れようとした**貨物のすり替え事案**
 - （注1）マニフェスト申告は、少額免税制度（課税価格の合計額が1万円以下の輸入貨物に適用。ただし、一部の品目は適用除外。）の適用等の一定の条件に該当する航空貨物で利用可能な簡易な申告手続。全ての者が利用可能。
 - （注2）予備審査制は、貨物の日本到着前や他法令に係る輸入関連手続の終了前であっても、予備的な輸入申告を行い、税関の審査・検査要否の事前通知を受けることができる制度、全ての輸入貨物において全ての者が利用可能。

通関業者による非違事案の例

非違内容	簡易・迅速な通関手続	件数
編物製衣類の申告（マニフェスト申告の利用対象外）	マニフェスト申告	約900件（2024年）
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規制対象となる医薬品等の申告（マニフェスト申告の利用対象外）	マニフェスト申告	約200件（2024年）
個人用ではない貨物に課税価格の決定の特例（0.6掛け）を適用して申告	マニフェスト申告	約180件（2024年）
輸入者名誤り （1の通関業者において3か月で3,000件超発生）	マニフェスト申告	－
貨物のすり替え（知的財産侵害物品等の密輸未遂）	予備審査制	－

※非違とは、関税法その他関税関係法令の規定に違反する事実

AEO（Authorized Economic Operator）制度と輸入申告

- AEO制度とは、**貨物のセキュリティ管理と法令遵守（コンプライアンス）の体制が整備された事業者**に、税関手続の簡素化等のベネフィットを提供する制度。
(注) 令和7年8月現在、通関業者で266者、倉庫業者（保税業者）で151者が認定。
- AEO制度の認定を受けた通関業者（AEO通関業者）は、適正な輸入申告を行うため、荷主との調整や貨物の情報管理を徹底して行う結果、**非AEO通関業者と比較した場合の非違率は低い**。
- 一方、AEO通関業者が行う輸入申告の件数が全輸入申告件数に占める割合は減少傾向にある。また、**BtoCによる貨物を取り扱う者は僅か**。

AEO制度の概要

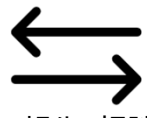


承認・認定
アドバイス

税関と事業者の
パートナーシップ
の構築



AEO事業者



報告・相談



税関

承認・認定の要件

- ・ 法令遵守体制の整備
- ・ 貨物、輸送等のセキュリティ確保
- ・ 監査・教育研修体制の整備
- ・ 社内連絡体制・税関との連絡体制の整備

AEO通関業者に提供されるベネフィットの例

- ・ 貨物の蔵置場所に関わらず、いずれの税関長に対しても輸入申告が可能
- ・ 貨物引取り後の納税申告が可能
- ・ 貨物の保税地域搬入前の輸入申告が可能

AEOと非AEO通関業者の非違率の比較

(2024年) (出所) 財務省関税局調

(非違率 = 非違件数 / 航空貨物の輸入許可件数)

AEOは非AEOの
約 6 割の非違

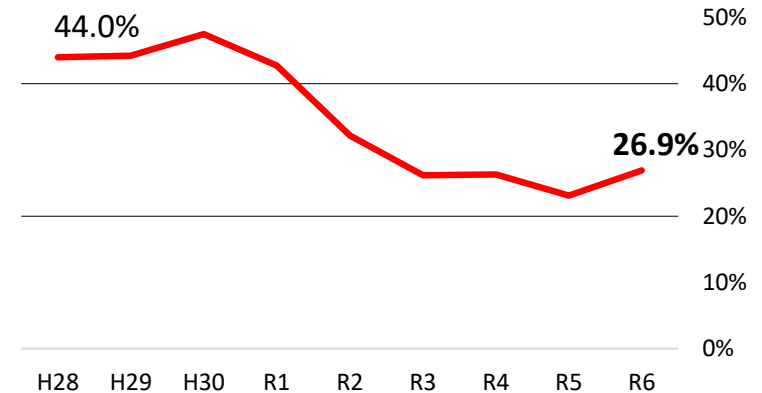


■ 非AEO通関業者 ■ AEO通関業者

※ BtoCによる貨物を取り扱う37者の通関業者（うちAEO通関業者5社）について、通関業者の故意・過失と認められる非違事案を集計

全輸入申告件数に占める AEO通関業者による輸入申告の割合

(出所) 財務省関税局調



BtoCによる貨物を扱う通関業者 (2024年4月)

(出所) 財務省関税局調

通関業者
996者

非AEO通関業者
733

AEO通関業者
263

BtoCによる
貨物を取り扱う
AEO通関業者 5

BtoCによる輸入の増大と社会的要請

- 従来のBtoB（企業間取引：Business to Business）による貨物の場合、通関業者は、輸入申告に必要な貨物の情報を、輸入者である企業に直接確認可能。一方、**BtoCによる貨物**の場合、**輸入者である個人消費者への情報の確認は困難**。
- BtoCによる輸入の増加に伴い、**従来のBtoBによる輸入を前提とした水際取締りでは、税関は、安全・安心な社会の実現、適正かつ公平な関税等の徴収、貿易の円滑化という社会的要請に対応することが困難**であり、更なる対応が必要。

BtoBによる貨物（商業貨物）に係る輸入申告



税関に対する3つの社会的要請

安全・安心な社会の実現

社会の安全・安心を脅かす物品等の密輸出入を効果的に水際で取締る

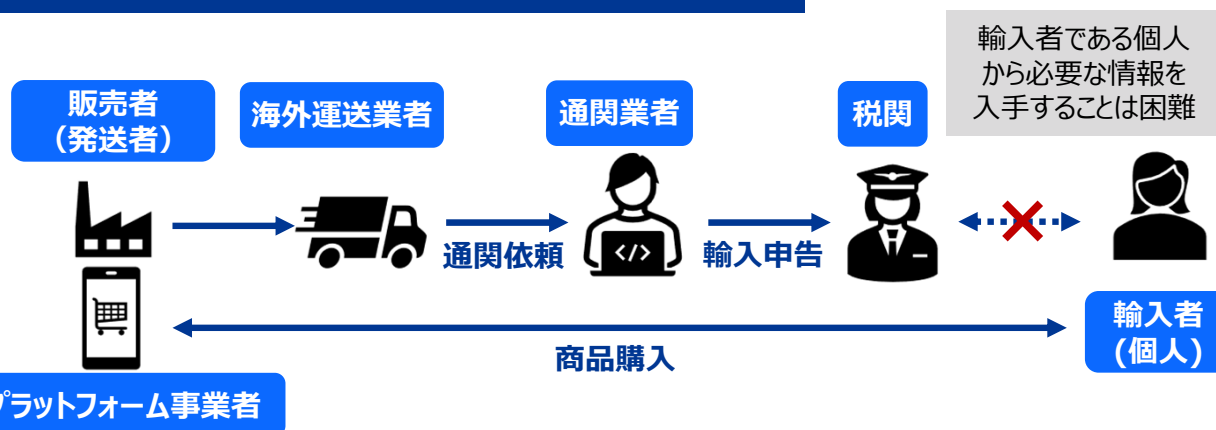
適正かつ公平な関税等の徴収

日本の国税収入の約1割を占める税関での関税等の徴収確保のため諸施策を講じる

貿易の円滑化

貿易の秩序維持と健全な発展を目指し、簡便な手続と円滑な処理を実現する

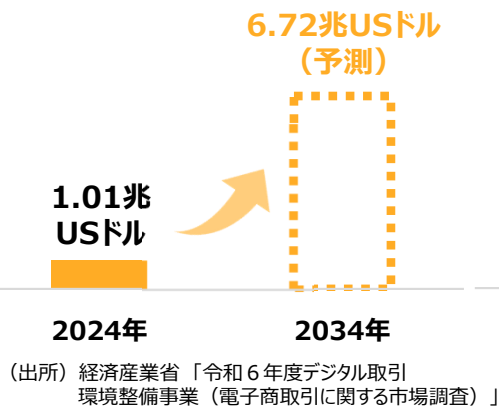
BtoCによる貨物（通販貨物）に係る輸入申告



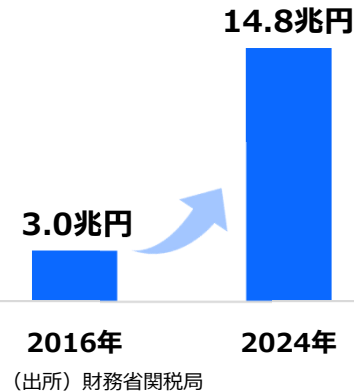
(参考) 税関を取り巻く環境の変化

- 税関を取り巻く環境は、**越境ECや経済連携協定（EPA）等の拡大による国際的な商流・物流の進展、訪日外国人旅行者数の増加**を受け変化。輸入通関においては、輸入申告件数の増加に加え、BtoCによる貨物への対応やEPAの適用可否の判断の必要性等が、**税関の業務に量的・質的な影響**をもたらしている。
- 一方、税関定員の増加は限定的であり、限られたリソースを最大限活用することが求められている。
- こうした中、税関では**業務の高度化・効率化**を進めるとともに、社会的要請に応えられるよう、**税関行政の中長期ビジョン「スマート税関構想2020」**を策定し、世界最先端の税関（スマート税関）を目指して取り組んでいる。

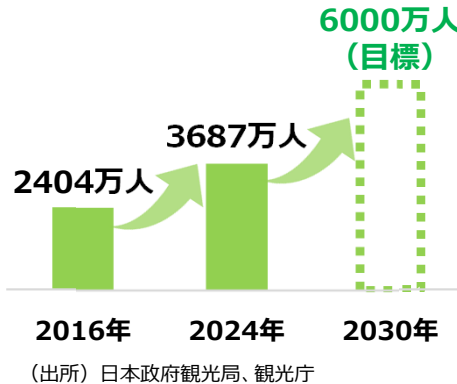
世界の越境EC市場規模
の拡大予測



EPA税率適用輸入額



訪日外客数政府目標



スマート税関構想2020の概要

- ・「スマート税関構想2020」を策定（2020年6月）
- ・「スマート税関の実現に向けたアクションプラン2022」を策定し、施策をアップグレード（2022年11月）

Solution（利便向上策）

Multiple-Access（多元連携）

Resilience（強靱化）

Technology & Talent（高度化と人材育成）

【取組例】

税関検査場のDXに向けた取組

- － 先端技術を活用した機器等の円滑な導入や検査工程のオートメーション化を推進

X線CT装置によるAI及び物質識別を活用した不正薬物検知の調査・研究

- － 不正薬物を自動検知する機能の調査・研究

検査画像データの蓄積

- － AIによる検査画像解析の検討

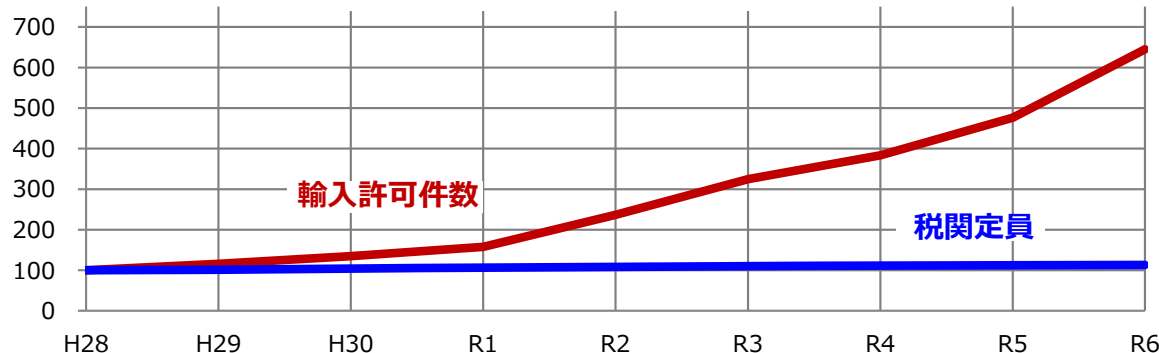
入国旅客に係る手続のデジタル化

- － 入管・税関手続に必要な情報を同時に提供することができる共同キオスクの設置空港の拡大

(H28=100)

輸入許可件数と税関定員

(出所) 財務省関税局調



(参考) 通関業者を取り巻く状況①

- 通関業者数は緩やかな増加傾向であり、令和7年4月1日現在、988者が存在。また、平成29年10月に通関業の営業区域制限が廃止され、全ての通関業者が全国の税関官署に輸出入申告をすることが可能となったこと（**輸出入申告官署の自由化**）等を背景に、営業所数は漸減傾向であり、2,042ヶ所となっている。

（注）非AEO通関業者は、貨物が蔵置されている（される予定の）場所を管轄する税関官署にのみ輸出入申告が可能。

- **ほぼ全ての通関業者が、港湾運送事業・倉庫業等を兼業。**税関が把握している専業の通関業者は1者のみ。申告官署の自由化以前から**資本金が多い事業者のほうが、事業全体の収入に占める通関業の収入の割合（通関業収入比率）が小さく、現在もその傾向は変わっていない。**

通関業者及び営業所数の推移（出所）財務省関税局調

年	通関業者数 (企業数)	新規許可等 ／廃業等	営業所数 (ヶ所)
H28	922	—	2,131
H29	932	—	2,131
H30	932	31／6	2,089
H31	954	22／15	2,092
R2	955	30／16	2,065
R3	970	16／12	2,062
R4	974	20／12	2,063
R5	982	28／14	2,049
R6	996	21／27	2,044
R7	988	—	2,042

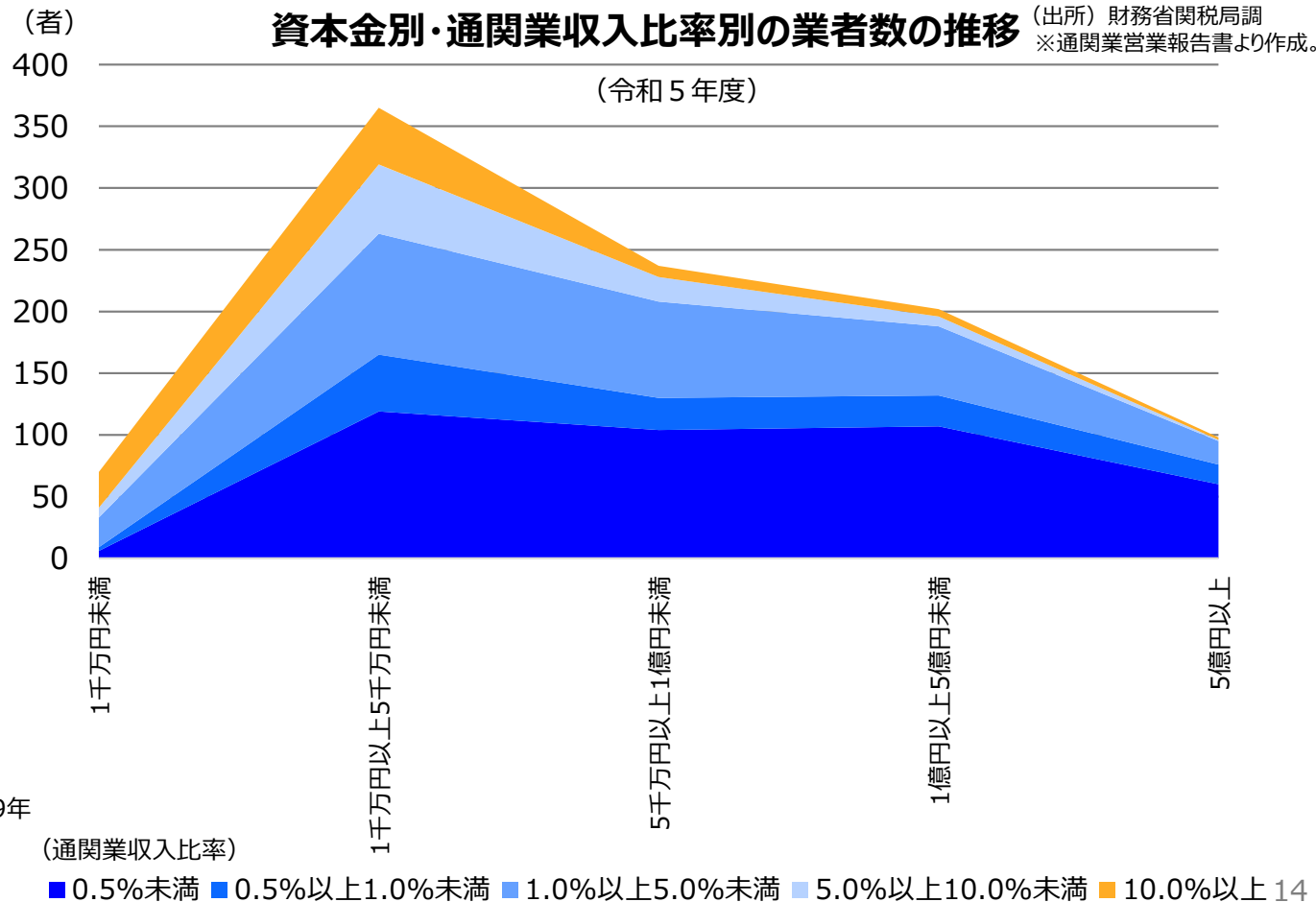
※通関業者数、営業所数は各年4月1日時点で計上。

新規許可等／廃業等については、各年度末時点で集計。

※平成29年10月以前は、同一事業者であっても税関ごとに許可を受ける必要があり、事業者単位での新規許可等／廃業等の集計は行っていない。（平成29年10月以降は、制度改正により事業者単位の財務大臣による許可に変更）

※通関業者の合併等があるため、新規許可等と廃業等の差分を計算しても翌年4月1日時点の通関業者数と一致しない。

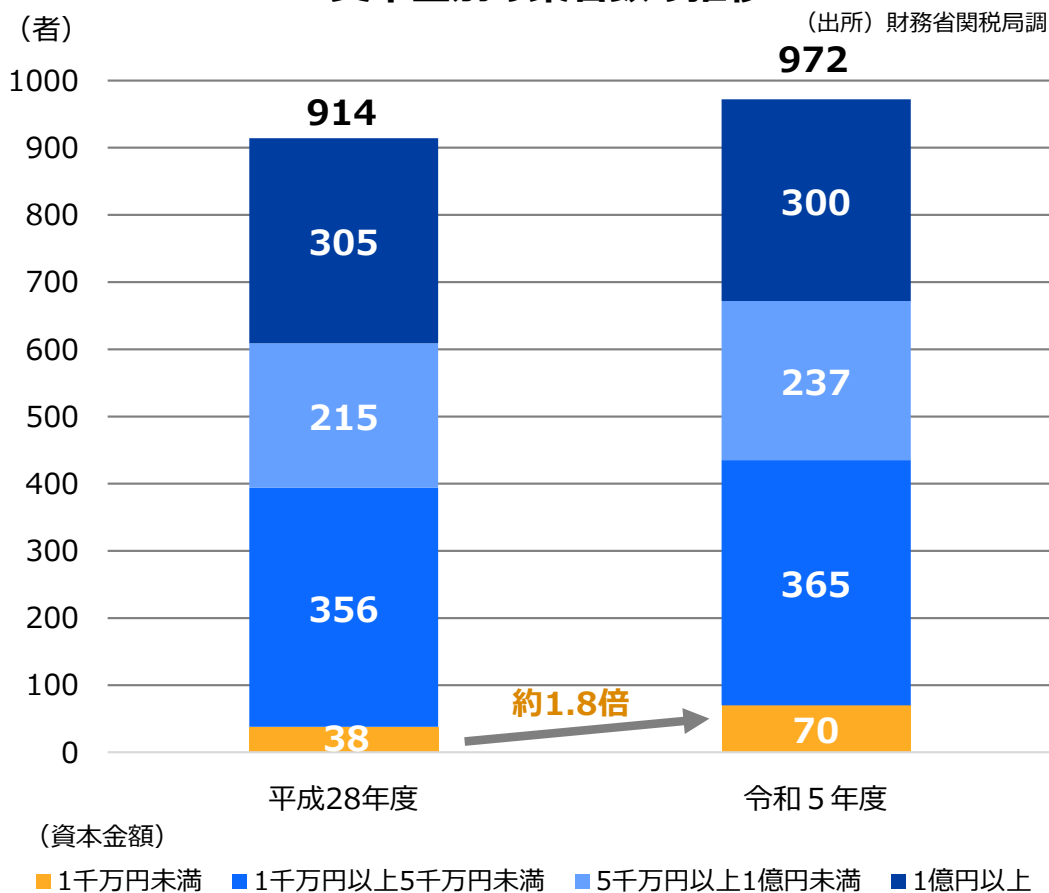
資本金別・通関業収入比率別の業者数の推移（出所）財務省関税局調
※通関業営業報告書より作成。



(参考) 通関業者を取り巻く状況②

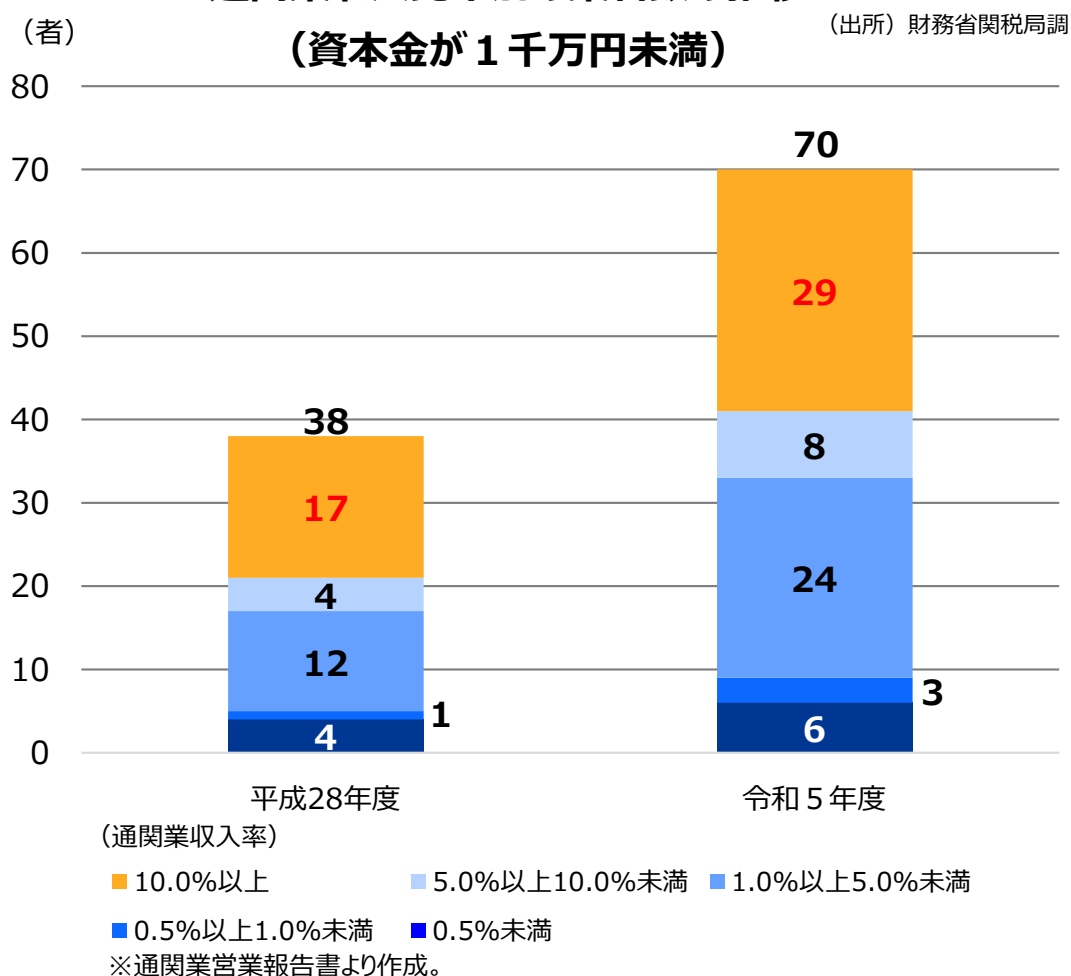
- **資本金 1 千万円未満**の通関業者に着目してみると、**令和 5 年度の通関業者数は、平成28年度から約1.8倍**になっており、その内訳を見ると、**通関業収入比率が10%以上の者が増加**している。
- BtoCによる貨物を扱う通関業者は令和 6 年 4 月現在37者おり、このうち、資本金 1 千万円未満の者は12者（9 者が平成28年以降に通関業の許可を取得）。
- 新規参入を含む、中小規模の通関業者の状況について、丁寧に見ていく必要。

資本金別の業者数の推移



※通関業営業報告書より作成。
報告の時期により、その年の4月1日時点の通関業者数とは必ずしも一致しない。

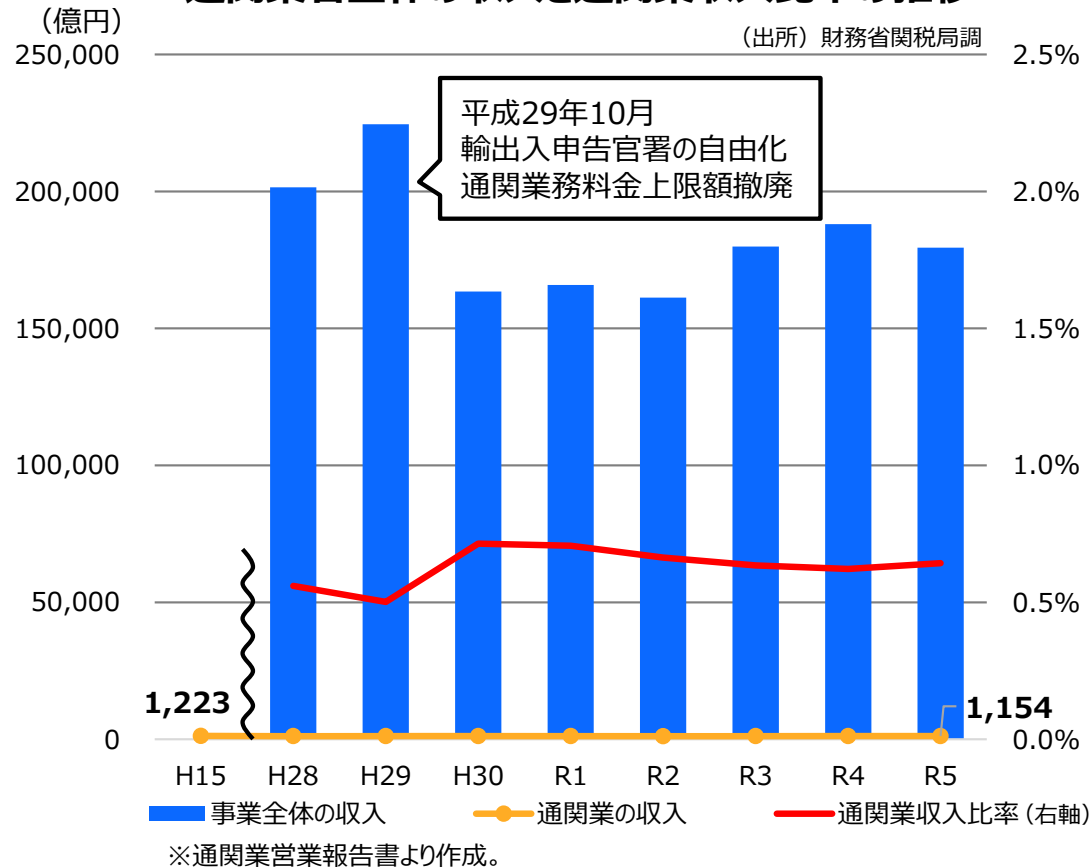
通関業収入比率別の業者数の推移



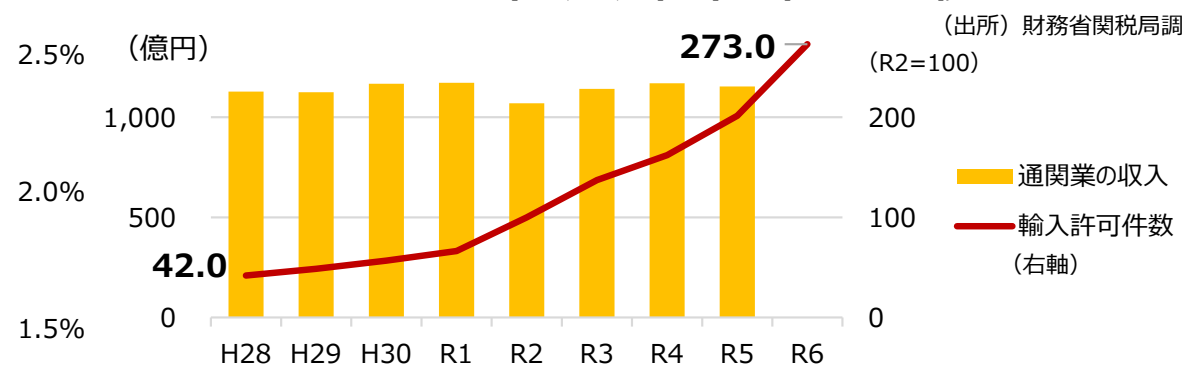
(参考) 通関業者を取り巻く状況③

- 輸出入申告官署の自由化にあわせ、平成29年には通関業務料金の上限額が撤廃され、通関業者は自由に通関業務料金を定めることができるようになった。一方で、事業者全体の収入に占める通関業による収入は低く、**通関業の収入の額は、過去20年間ほとんど変化していない。**
- 輸入許可件数の伸びに対し、通関業の収入が横ばい（輸入申告 1 件あたりの収入が低下）。**適正な通関を行う上で必要な収入を確保できていない可能性。**
- また、近年、賃金が上昇しているにもかかわらず、通関業の収入・事業者全体の収入共に伸びていない。通関業だけでなく、通関業者が営む事業全般について、**労務費の転嫁が進んでいない**のではないかと考えられる。

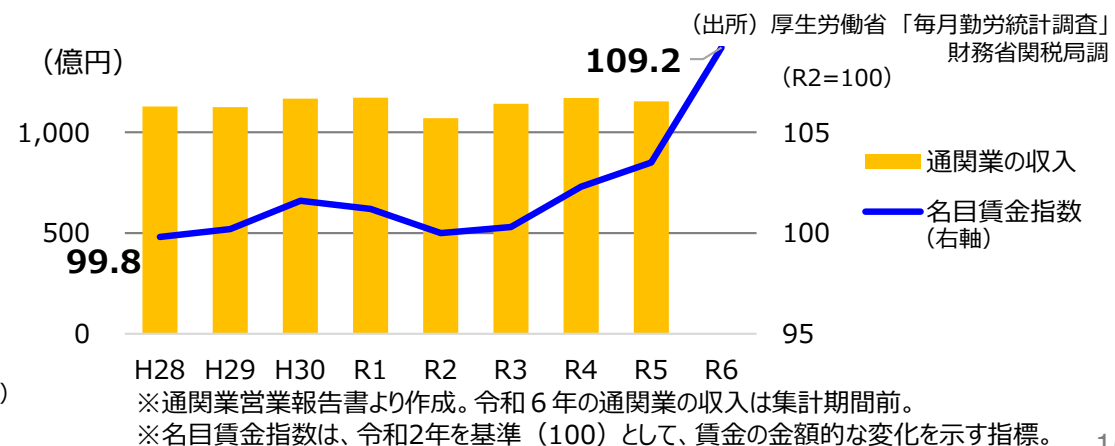
通関業者全体の収入と通関業収入比率の推移



輸入許可件数と通関業の収入の推移



名目賃金指数と通関業の収入の推移



(参考) 通関業者を取り巻く状況④

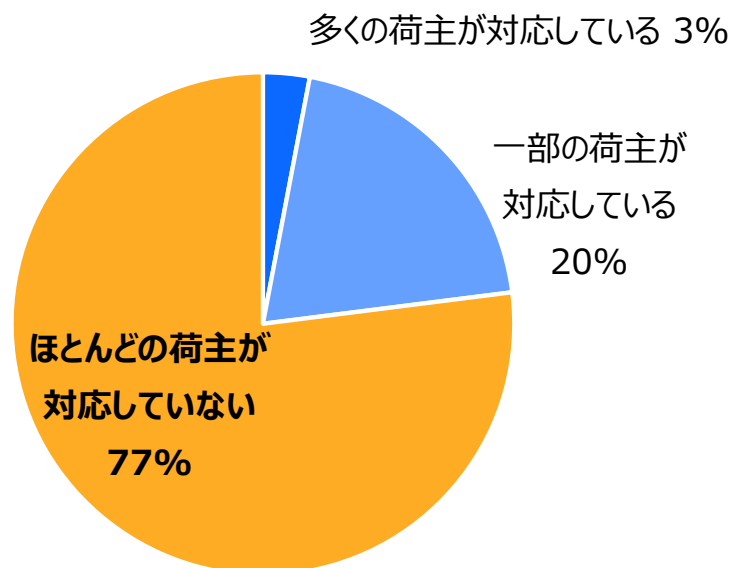
- 名古屋通関業会が実施したアンケート調査（注）によると、労務費の転嫁に関し、「定期的な労務費の転嫁に関する協議についてほとんどの荷主が対応していない」と回答した通関業者が7割超となっている。また、荷主に請求する通関業務料金の値上げについて、多くの荷主又は一部の荷主に対して必要と答えた者は回答者の9割以上であり、通関業者の多くがその必要性を認識している状況。
- **通関業者の適正な業務運営を確保**するためには、**業務に見合った通関業務料金を収受**したうえで、優秀な人材の確保及び人材育成に取り組むことが重要であり、**通関業務にかかるコストの通関業務料金への適切な転嫁**を促す環境を整備していく必要があると考えられる。

（注）令和5年7～8月 名古屋通関業会加入店社166者を調査対象とし、うち74社が回答（回収率約45%）。

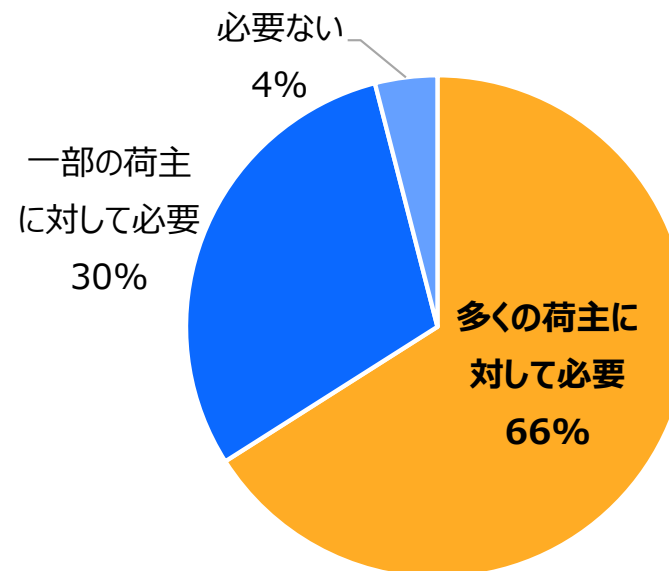
通関業務料金に関するアンケート調査

（出所）名古屋通関業会調

労務費転嫁に関する協議の場の有無



通関業務料金の値上げの必要性

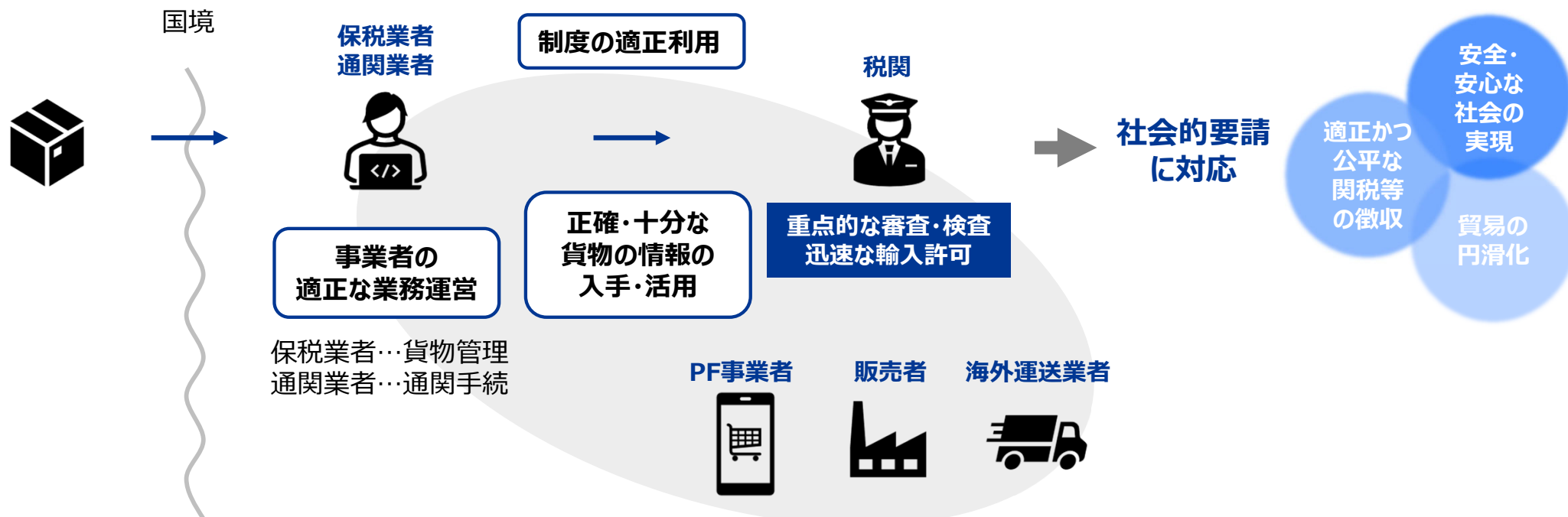


-
1. BtoCによる輸入増大の影響と社会的要請
 2. 水際取締り上の課題とその論点

BtoCによる輸入の増大に伴う社会的要請への対応の在り方

- BtoCによる輸入の増大は今後も継続する見込み。これに対し、**保税業者・通関業者がそれぞれの役割を果たすことで、安全・安心な社会の実現、適正かつ公平な関税等の徴収、貿易の円滑化という社会的要請に応える仕組みづくりが必要になると考えられる。**
- **保税業者**については、保税地域で**適正な貨物管理**を行うことにより、社会の安全・安心を脅かす物品等が国内に不正に流通するのを防ぐことが期待される。**通関業者**については、通関依頼を受ける立場にあることから、荷主の慎重な選別や貨物の内容の点検等を徹底することで、**適正な通関手続を実施する**ことが期待される。
- その上で、**税関**についてはリスク判定の結果に応じ、**リスクの高い貨物に対する重点的な審査・検査及びリスクの低い貨物に対する迅速な輸入許可**を行い、限られたリソースを最大限活用することで、3つの社会的要請に応えていく姿が望ましいのではないかと。

水際取締りのあるべき姿と社会的要請への対応



保税業者・通関業者の業務運営の現状

- 保税業者・通関業者が輸入通関において果たしている役割の重要性を鑑みれば、**保税業者・通関業者が適正に業務運営を確保できる環境を整えていく**ことで、適正かつ公平な関税等の徴収、安全・安心な社会の実現、貿易の円滑化という3つの社会的要請の実現を図っていくことが考えられる。
- そのため、許可要件を充足すれば事業に参入可能である実態や、現行の行政措置に限界があるという実態を踏まえた対応として、**実効性のある効果的な仕組みを検討**する必要があると考えられる。

保税業者・通関業者の業務運営の現状

①事業参入の要件

- ・ 事業参入の許可の取得に際し、一定の基準の審査の上で、許可要件等を満たせば参入可能
- ・ 事業参入の許可後に貨物の取扱量を増やした結果、社内の処理体制が追い付かず、不正事案が発生した事例も存在
- ・ 仮に、事業者が行政処分を受けて廃業しても、既存の許可業者を買い上げる等で、再度の事業参入が可能

②現行の行政措置の限界

- ・ 税関は、保税業者に対して、営業開始後の適正な貨物管理を確保するために必要な助言等を行っているが、重大なエラーの未然防止の効果としては一定の限界
- ・ 法令違反等の場合は、外国貨物等の搬入停止や許可取消し処分が可能だが、保税業者にとって過酷な処分



適正な業務運営確保のために実効性のある効果的な仕組みの検討

(参考) 許可の主な要件及び税関の保税業者・通関業者に対する主な行政措置

	保税業者（保税蔵置場）	通関業者
許可の要件等	✓ 人的要件（例：外国貨物等の保管業務の業務処理能力） ✓ 場所的要件（例：税関官署からの距離） ✓ 施設的要件（例：出入口等への施錠） ✓ 量的要件（例：輸出入貨物取扱見込量）	✓ 経営の基礎の確実性（例：収支状況の健全性） ✓ 業務遂行能力（例：通関業に関する知識の保有） ✓ 十分な社会的信用（例：社会的非難を受ける理由の不存在） ✓ 通関士の配置（例：業務に応じた通関士の配置）
行政指導	・ 検査の結果等に応じて必要な改善を促すための指導	・ 通関業務の適切な実施を確保するための改善指導
行政処分	・ 外国貨物等の搬入停止 ・ 許可取消し	・ 業務改善命令 ・ 業務停止 ・ 許可取消し

保税業者・通関業者の適正な業務運営の論点

- 重大な不正事案の発生を未然に防止するためには、事業者の軽微なエラーが認められた段階で、**可能な限り早期かつ効果的に、適正な貨物管理・通関手続の確保を促していくことが適当ではないか。**
- そのためには、①**事業者に対して税関が適時にフォローを行える体制の確保**、②**きめ細やかなフォローを行うための行政措置の整備**、③**適正な業務運営の確保に取り組む事業者へのインセンティブ導入**、が効果的ではないか。

適正な業務運営確保のために実効性のある効果的な仕組み（案）

①税関が適時にフォローを行える体制の確保

（例）全国に988の通関業者が存在し、2,042の営業所（令和7年4月現在）が有る中、全国の税関の通関業監督官部門の職員数は26名。この体制で年間約250～300の営業所の実態調査を実施。

②きめ細やかなフォローを行うための行政措置の整備

（例）保税業者に対して、現状は、必要に応じて、「助言等」、または「過酷な行政処分（搬入停止・許可取消し）」を実施。これらに加えて、「業務の適正性を促す」新たな行政措置があれば、よりきめ細やかなフォローが可能。

③適正な業務運営の確保に取り組む事業者へのインセンティブ導入

（例）適正な業務運営の確保に取り組む事業者やAEO事業者に対して、輸入通関における簡易性・迅速性を与える。

（参考）現行の税関の保税業者・通関業者に対する主な行政措置

保税業者（保税蔵置場）		通関業者
行政指導	・ 検査の結果等に応じて必要な改善を促すための指導	・ 通関業務の適切な実施を確保するための改善指導
行政処分	・ 外国貨物等の搬入停止 ・ 許可取消し	・ 業務改善命令 ・ 業務停止 ・ 許可取消し

簡易・迅速な通関手続の利用の現状

- BtoCによる輸入において多く利用されている簡易・迅速な通関手続である**マニフェスト申告及び予備審査制**は、適正な申告を前提として**全ての者が利用可能**な手続となっているが、**一部の通関業者の不十分な法令遵守意識により多くの不正事案**が発生。
- AEOの取得や事前情報の提供等により、適正な業務に取り組む通関業者が存在する一方、不適正な輸入申告を行う通関業者も存在し、そのどちらもが簡易・迅速な通関手続を利用できている現状。
- 本WGの第1回においては、通関手続と通関業者の在り方についての意見が複数寄せられた。
 - 越境EC貨物を取り扱うことができている通関業者が少ない状況を踏まえ、**AEO通関業者をはじめとするコンプライアンスを確保した通関業者が、越境EC貨物においても適正な申告ができるような制度を構築**すべき。
 - 通関業者にランクを付け、**優良な者が通関において優遇措置を受ける**ことが出来て、悪質な業者がペナルティを受ける形としてはどうか。
 - 個別通達「海上小口貨物に係る簡易通関」での**販売情報等の輸入申告前の税関への提供等を、航空貨物にも拡大**してはどうか。

簡易・迅速な通関手続と利用可能な者

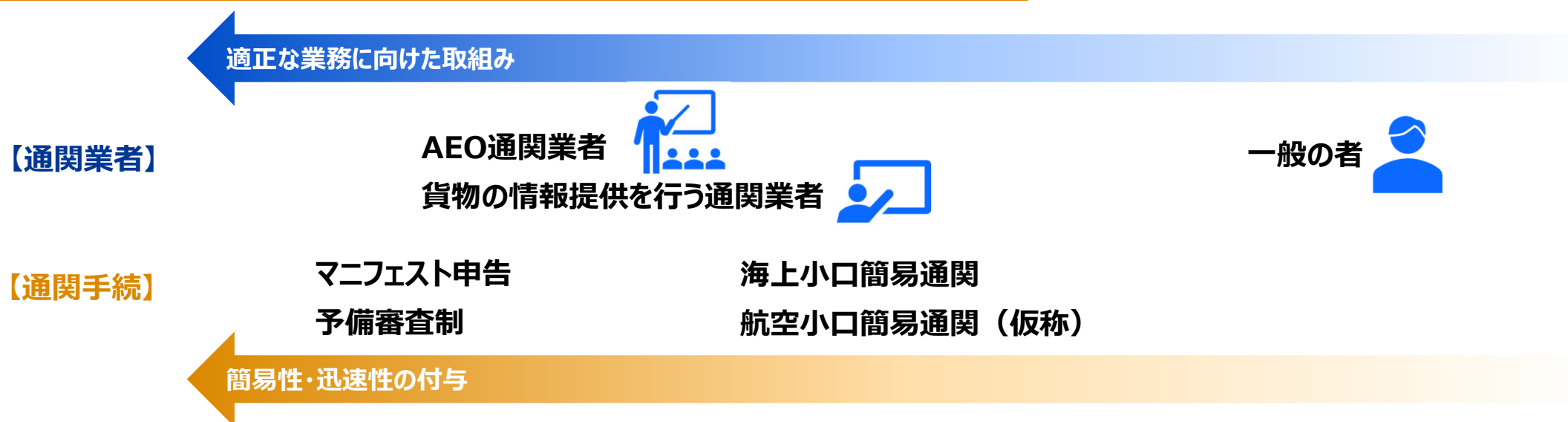
	通関手続	対象貨物	概要	利用可能な者
簡易	マニフェスト申告	航空貨物※	統計品目番号及び関税率等の 輸入申告項目の一部を省略 できる	全ての者
迅速	予備審査制	全ての貨物	貨物の日本到着前や関税関係法令に係る輸入関連手続の終了前であっても、 予備的な輸入申告を行い、税関の審査・検査要否の事前通知 を受けることができる	
簡易	海上小口簡易通関	海上通販貨物※	輸入申告項目の一部を省略 できる 輸入申告前の貨物に関する販売情報等の提供等を要件（令和7年10月導入）	事前情報の提供を行う者

※少額免税制度の適用等の一定の条件に該当するものに限る

BtoCによる貨物における簡易・迅速な通関手続の適正な利用の論点

- 貿易の円滑化の観点から、AEOの取得や事前の貨物の情報提供等を通じて**適正な業務運営に取り組む通関業者に対し、簡易・迅速な通関手続の提供というベネフィットの付与を継続**することが適当ではないか。
- 一方、一部の通関業者の不適正な輸入申告による**不正事案が発生していることや、適正な業務に取り組む通関業者に不公平感をもたらしていることから、見直しが必要ではないか。**これは、社会の安全・安心を脅かす物品等の水際での取締りや適正かつ公平な関税等の徴収を確保する観点で重要。
- BtoCによる貨物を取り扱うビジネスモデルは薄利多売が前提であり、大量の貨物のスムーズな輸入が重要であるため、通関手続に時間を要する措置は一定程度の影響が見込まれる。**AEO通関業者や事前の貨物の情報提供等を行う通関業者が簡易・迅速な通関手続を利用可能とするインセンティブを導入**するのはどうか。例えば、以下の措置が考えられる。
 - 海上小口簡易通関の枠組みを航空通販貨物に拡大（「航空小口簡易通関（仮称）」）
 - 不適正な輸入申告を繰り返し行う等の通関業者について、簡易・迅速な通関手続の利用を一時的に停止

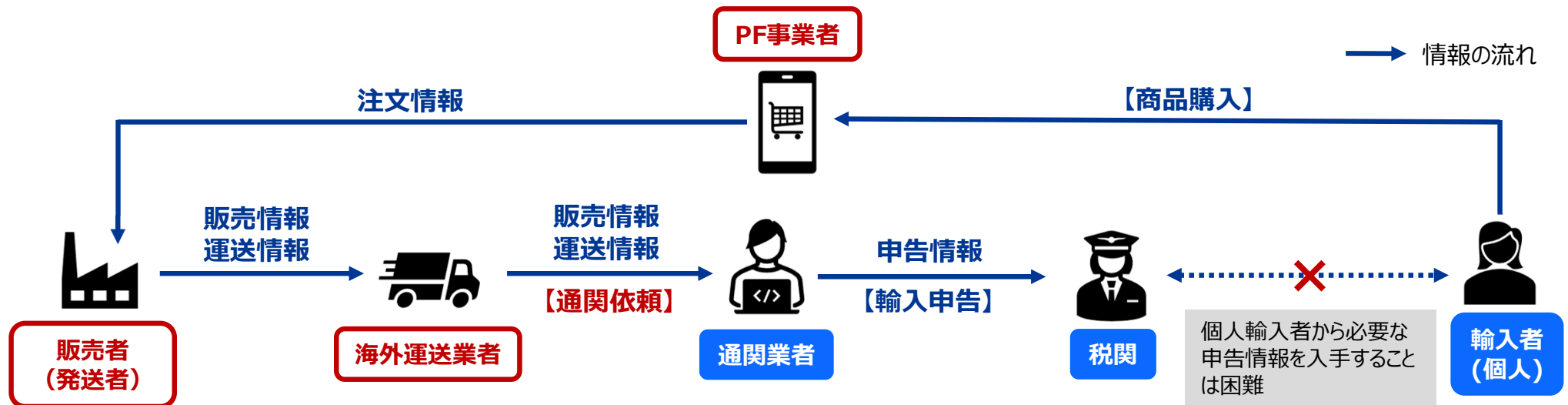
BtoCによる貨物における通関業者と簡易・迅速な通関手続の方向性（イメージ）



BtoCによる貨物における情報の現状

- 従来のBtoBによる貨物の場合、輸入者である企業の業種や取扱う貨物の特性を踏まえた上で、審査・検査が可能。一方、**BtoCによる貨物の場合、輸入者が個人となるため、特性を踏まえることができない。**
- また、BtoCによる輸入では、通関業者が輸入申告に必要な貨物の情報を海外運送業者から入手する必要があることから、従来のBtoBによる輸入の申告業務では関わりのなかった関係者（**販売者・プラットフォーム（PF）事業者、海外運送業者**）が重要な役割を担うという特徴も存在。
- 本WGの第1回においてはBtoCによる貨物における情報の在り方についての意見が複数寄せられた。
 - **プラットフォーム事業者から、販売者に対して、**運送業者や通関業者に正確な貨物情報を伝えるよう**制度周知を強化**することが考えられる。その際は当局の通関ルールの周知の多言語化が図られると有用。
 - 現状においても、通関業者や**プラットフォーム事業者**は、模倣品業者等に関する情報や、貨物の事前情報を**当局**に提供しており、知的財産侵害物品の摘発等に寄与している。こうした**協力の範囲を拡大**させてはどうか。

BtoCによる貨物（通販貨物）に係る輸入の情報の流れ



BtoCによる貨物における情報の入手・活用の論点

- 本年10月から、輸入申告項目に通販貨物に該当するか否か等が追加される。これらの情報が、販売者・PF事業者、海外運送業者から通関業者に提供されることを踏まえると、**通関業者に正確・十分な貨物の情報が流れるような仕組み**が重要ではないか。
(注) 令和5年度関税改正において措置。追加する輸入申告項目は、①輸入許可後の貨物の「運送先の所在地・名称」 ②「通販貨物に該当するか否か」 ③通販貨物に該当する場合の「プラットフォームの名称等」。
- 販売者や海外運送業者にとっても、**迅速な通関・安全な配送を確実にするには、通関業者に対する正確・十分な貨物の情報提供が重要**。この認識を関係者間で共有するため、**税関はPF事業者と協力し、販売者への周知**を行うのはどうか（例えば、日本の通関制度の多言語による発信）。また、現状の連携を踏まえて、**税関・PF事業者間での協力の在り方を深める**ことが適当ではないか。
(注) 現在、税関・関税局はPF事業者（アマゾンジャパン合同会社、楽天グループ株式会社）との間で、知的財産侵害物品等の国内流入防止のための協力関係強化の検討と情報交換の促進を内容とする、覚書（MOU）を締結済み。
- BtoCによる貨物の輸入の増加が今後も見込まれることから、上記に加え、**税関がPF事業者や販売者の保有する個別の販売情報を、より確実に入手・処理できる体制**を検討することが適当ではないか。

PF上で販売されたBtoCによる貨物における連携の方向性



BtoCによる貨物の水際取締りにおける社会的要請

- 従来のBtoBによる輸入を前提とした水際取締りでは、**社会の安全・安心を脅かす物品等の国内への流入を招く不正事案の発生を防止できないおそれ**に直面している。
- 越境EC拡大に伴うBtoCによる輸入の増大は今後も継続する見込み。したがって、保税業者・通関業者に適正な業務運営を促し、BtoCによる貨物における情報の入手・活用や簡易・迅速な通関手続の適正な利用のための環境を整えることにより、税関が**リスクの高い貨物の審査・検査を重点的に行い、リスクの低い貨物に対しては迅速に輸入許可**を行うことが一層重要と考えられる。
- 税関は、**安全・安心な社会の実現と適正かつ公平な関税等の徴収**を確実にを行い、適正かつ迅速な通関処理を通じた**貿易の円滑化**に資することで、**3つの社会的要請に応えていく姿**が望ましいと考えられる。

水際取締りのあるべき姿（イメージ）

